

各位

2020年4月2日

maneo マーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

営業者 Crowd Lease に対する破産手続き開始決定のお知らせ

2020年1月9日付「営業者 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立のお知らせ」にてお知らせいたしました株式会社 Crowd Lease に対する保全管理命令申立および破産申立てに関する続報をお知らせいたします。

1. 営業者株式会社 Crowd Lease に対する破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立てについて

当社は新体制となって以降、営業者である株式会社 Crowd Lease 社（以下、「CL 社」といいます。）への情報開示および CL 社の債権についてのパーティール債権回収株式会社（以下「パーティール」）への回収委託を提案し、延滞解消を図るための方策を検討するよう CL 社に依頼しておりましたが、CL 社からは当社が求める十分な資料開示も回収委託に関する回答も得られませんでした。

当社は、十分な回答が得られない状況が続くと、投資家の皆様に対する情報開示ができないばかりか、債権の悪化を招き投資家の皆様の元本毀損へつながると考え、当社が保有する CL 社に対する債権を基に東京地方裁判所に破産手続き開始の申立て、保全管理命令の申立ておよび包括的禁止命令の申立てを行い、1月7日、保全管理人（山王シティ法律事務所 福田大助弁護士）が選任されました。

2. 破産申立て後の進捗状況について

破産申立て等については、2020年3月11日付でお知らせのとおり、東京地方裁判所において、2020年3月10日に第3回審尋が行われ、次回期日は改めて裁判所から指定する旨の説明を受けておりました。そのような中、CL 社は2020年3月17日に、その子会社である株式会社 Crowd Capital（以下、「CC 社」といいます。）、株式会社 Crowd Fund（以下、「CF 社」といいます。）は2020年3月27日に東京地方裁判所に自己破産の申立て（以下、「本申立て」といいます。）を行いました。

裁判所は本申立てを受理し、2020年4月1日、CL 社、CC 社及び CF 社（以下、「破産者 3 社」といいます。）の 3 社について破産手続き開始決定を言い渡しました。

裁判所は、CL 社の保全管理人を務めた福田大助弁護士を破産者 3 社の破産管財人に選任しました。財産状況報告集会期日は、それぞれ2020年10月5日午後2時と指定されました。今後は破産手続きの開始に伴い、破産者 3 社の財産の管理処分に関する一切の権限が破

産管財人に専属することとなり、裁判所の監督のもと、公正・中立に破産手続きが遂行されます。

当社としましては、破産管財人からの要請に関して、全面的に協力して対応致します。

3. CL 社およびその子会社に対する当社の対応について

これまで CL 社に対する債権者破産申立等についての審尋の最中であったため、投資家の皆様のご質問等について、ご満足のいくご回答ができていなかったことをお詫び申し上げます。

本日まで投資家の皆様から多くお問い合わせいただきましたご質問等につきまして、記載させていただきます。

① CL 社およびその子会社からの送金について

CL 社はこれまでの審尋の中で CL 社子会社である CC 社及び CF 社から第三者弁済による支払いによって、当社の請求債権は消滅しているとの主張を行っていましたが、当社としては子会社である CC 社、CF 社からの支払は第三者弁済としての有効性がないこと及び CC 社及び CF 社からの送金は CL 社を通じて投資家の皆様へ分配されるべき資金であることなどから、受領拒否をした上で第三者弁済の有効性を争っておりました。

この度、破産手続開始決定が下されたことに伴い、当社に送金された金銭については、送金元である CC 社及び CF 社の破産管財人が管理する財団に全額組み入れていただくよう、両破産管財人に申し入れる予定です。また、当社は CL 社の債権者集会に参加をし、遠方のため債権者集会に出席できない投資家の皆様の為にも、破産手続きの進捗状況について当社より適宜ご報告する予定でございます。

② CL 社一斉期失後の当社の対応について

2019 年 1 月の大量な延滞が発生して以降、当社は案件の状況について、CL 社に説明を求めてまいりました。その中で、CL 社との面談を複数回行い、債権の回収状況について書面による報告及び直接ヒアリングにより確認して参りました。当社が受領した報告書等によると、貸付先からの回収金について、その分配が行われたものもございますが、分配が行われていないものもございました。分配が行われていない回収金につきましては、当社から CL 社に対し継続的に情報開示を要請しておりましたが、CL 社からの情報開示がされませんでした。

こうした状況において当社は債権者破産申立等に至ったところ、情報が開示されなかった回収金については、今後、破産手続の過程で、CL 社の当社に対する報告の真偽や、CL 社の資産の状況が明らかとなり、これを踏まえて投資家の皆様に対する公平な配当が行われることとなります。

③保全管理人及び破産管財人について

この度行った破産申立て、保全命令申立ておよび包括的禁止命令申立てについて保全管理人、その後に破産管財人に選任された福田大助弁護士（山王シティ法律事務所）は東京地方裁判所によって選任されており、当社との利害関係はございません。

④CL 社に対してのパーティールへの回収委託の提案

当社は昨年 10 月より CL 社に対し債権の管理回収についてノウハウのあるパーティールへの回収委託の提案を行っていましたが、当社から債権の売却提案を行った事実はございません。

4. 本件に伴う情報開示について

今後、破産手続きの進捗が分かり次第、適宜ホームページによるお知らせまたはメール配信等によりご報告をいたします。

以上

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308